

## 公益社団法人 日本地震工学会 理事選考に関する細則

2013年05月09日制定

2025年08月06日改定

第1条 本細則は、公益社団法人日本地震工学会理事会規則（以下、理事会規則とする）第5章役員を選出の第23条第3項による各事業を担当する業務執行理事の候補者の選考において、各事業年度における業務執行理事の選考の考え方に一貫性を持たせることを目的としている。

第2条 業務執行理事の候補者の選考は、公益社団法人日本地震工学会定款（以下、定款とする）第3章会員の第5条第1項第1号に示される正会員の中から行うことを基本とする。

第3条 理事会規則第23条第3項による各事業を担当する業務執行理事候補者の推薦は、次のような点を考慮して行う。

- (1) 地震工学および地震防災に関する学術・技術・教育の何れかにおいて活躍が顕著である者。
- (2) 定款第2章目的及び事業を理解し、その目的を達成するために何れかの事業を担当できる者。
- (3) 前号までの条件を満たしていても、理事となることが業務執行理事候補者の日常業務に与える負担が大きい場合には、負担が軽減されるまで業務執行理事候補者として推薦することを控える。